



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年4月27日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、大衡村、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒低沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに瀬川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び蠍子尾川の金堀橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年4月27日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請











都木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10~H25.1.23解禁: 横木島内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む)、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)
	イワシ(養殖を除く。)	H24.8.20~H25.1.17解禁: 横木島内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)
		H25.8.30~H27.2.23解禁: 横木島内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7~H24.9.28解禁: 大芦川(支流を含む)、ただし、荒井川及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2~H23.8.25~前解禁: <b>金城</b> (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の除く。):
	イノシシの肉	H23.8.15~H23.8.25~前解禁: <b>金城</b> (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。):
	シカの肉	H23.8.15~H23.8.25~前解禁: <b>金城</b>
その他	茶	H23.7.8~H24.6.1解禁: 横木市 H23.8.2~H23.2.26解禁: 大田原市 H23.8.2~H23.5.31解禁: 遠沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウズイノコ	H23.3.21~4.8解禁: 全域
	カキナ	H23.3.21~4.8解禁: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.2~5~前解禁: <b>高崎市</b> , <b>高畠町</b> , <b>館林市</b> H24.10.10~: <b>高崎市</b> H24.10.16~: <b>安中市</b> H24.10.23~: <b>高野町</b> H24.11.13~: <b>みなかみ町</b>
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.23~7~前解禁: <b>吾妻川</b> から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水放流水までの区間(支流を含む。) H24.4.27~H24.1.19解禁: 湯川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.8~10~前解禁: <b>小川町</b> から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水放流水までの区間(支流を含む。) H24.8.1~H24.1.19解禁: 白川のうち川郷の上流(支流を含む。)
	サバ(イワシ)	H23.1.29~: <b>高崎川</b> (支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10~: <b>金城</b>
	ツマの肉	H24.8.10~: <b>金城</b>
	シカの肉	H24.11.14~: <b>金城</b>
その他	ヤマトリの肉	H23.1.29~: <b>金城</b>
	茶	H23.8.30~H24.2.28解禁: 遠沼市 H23.8.30~H25.8.28解禁: 遠沼市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: <b>飯能市</b> , <b>皆野町</b> H24.10.26~: <b>ときがわ町</b> H24.11.2~: <b>越生町</b>
千葉県		出荷制限
農産物	ホウズイノコ	H23.4.4~4.22解禁: 埼玉市, 春日部市, 多摩市
	シムラク, キンランサイ, サンデュ	H23.4.4~4.22解禁: 埼玉市
	ハゼリ	H23.4.4~4.22解禁: 埼玉市
	セルリー	H24.4.5~H25.10.23解禁: 市原市, 木更津市
	タケノコ	H24.4.8~H28.1.14解禁: 安房市 H24.4.8~H28.2.1解禁: 我孫子市 H24.4.11~H25.1.22解禁: 稲毛市, 白井市 H24.4.11~H25.10.23解禁: 八千代市 H24.4.12~H25.10.23解禁: 船橋市 H24.4.18~H25.10.23解禁: 三山市
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.1~1~: <b>君津市</b> H23.10.11~H26.10.14~前解禁: <b>君津市</b> (ただし、県の定める普通計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。) H23.11.8~: <b>夷隅郡</b> H23.1.22~H26.10.14~前解禁: <b>君津市</b> H24.2.23~H26.1.25~前解禁: <b>印西市</b> (ただし、県の定める普通計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。)
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.11.16~H26.11.20~前解禁: <b>君津市</b> (ただし、県の定める普通計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。) H24.11.16~H26.11.24~前解禁: <b>君津市</b> (ただし、県の定める普通計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。) H24.12.7~H26.10.14~前解禁: <b>君津市</b> (ただし、県の定める普通計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培):は出荷制限の対象から除外。)
	ギンナン	H24.7.8~: <b>夷隅郡</b> 及び <b>印西市</b> に流入する河川(支流を含む。), <b>平塚川</b> (支流を含む。)
	コイ	H26.3.2~: <b>平塚川</b> 及び <b>印西川</b> に流入する河川(支流を含む。), <b>平塚川</b> (支流を含む。)
	ワナギ	H26.3.12~: <b>千葉県</b> の利根川のうち利根大川の下流(支流を含む。ただし、印旛用水槽場及び印旛門水門の上流, 千歳用水等一級水槽場の下流, 八街市, 吾田浦並びに牛田浦を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.8~H25.1.18~前解禁: <b>金城</b> (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	茶	H23.8.2~H24.2.9解禁: 関戸町 H23.8.2~H24.2.20解禁: 山武市 H23.8.2~H24.2.25解禁: 八街市 H23.8.2~H24.2.28解禁: 野田市, 富津市, 山武市 H23.8.2~H25.3.19解禁: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2~H29.8解禁: <b>南足柄市</b> H23.8.2~H24.1.12解禁: <b>足柄上郡</b> , 山北町 H23.8.2~H10.14解禁: <b>愛川町</b> , 清川町 H23.8.2~H24.1.12解禁: <b>足柄下郡</b> , 小田原市 H23.8.2~H24.2.26解禁: <b>伊势原市</b> H23.8.2~H24.2.26解禁: <b>伊勢原市</b> , 小田原市 H23.8.2~H24.1.10解禁: <b>真鶴町</b> H23.8.2~H24.10.19解禁: <b>湯河原町</b>
新潟県		出荷制限
肉	H24.11.5~: <b>金城</b> (佐渡市直下 <del>新潟県村</del> を除く。), <b>平塚川</b> (支流を含む。)	
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26~: <b>富士吉田市</b> , <b>本宮市</b> , <b>福島町</b> , <b>猪苗沢町</b>
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.20~: <b>飯田市</b> , <b>無田村</b> H24.4.20~: <b>飯田市</b> , <b>御代田町</b> , <b>御代田町</b> H24.10.1~H27.1.20解禁: 小坂町, 前川町, <b>マツタケ</b> を除く。 <b>H24.10.1~H27.1.20解禁: 小坂町, 前川町, <b>マツタケ</b>を除く。</b> <b>H24.10.1~H27.1.20解禁: 小坂町, 前川町, <b>マツタケ</b>を除く。</b>
	コシアブラ	H26.8.3~: <b>長野市</b> , <b>御代田町</b> H26.8.3~: <b>中野市</b> , <b>御代田町</b> H27.8.3~: <b>木平村</b>
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5~: <b>御殿場市</b> , <b>小山町</b> H26.10.3~: <b>富士吉田市</b> , <b>富士市</b>
	茶	H26.10.7~: <b>裾野市</b>
		※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成29年4月27日現在

福島県	摂取制限
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉町、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
野菜	H23.4.13～：飯館村
<b>H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</b>	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.4.20～：全域
	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
肉	H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木原市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象